

①特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用調整基準（基本点数）

入所事由	状 況			評 点	
1. 就労	①居宅外就労	一月における勤務時間が140時間以上			100
		一月における勤務時間が80時間以上140時間未満			70
		一月における勤務時間が48時間以上80時間未満			50
		上記のほか明らかに保育に欠けるもの			60
	②居宅内就労	自営	生計中心者	一月における勤務時間が140時間以上	100
				一月における勤務時間が80時間以上140時間未満	80
			生計協力者	一月における勤務時間が140時間以上	80
				一月における勤務時間が80時間以上140時間未満	60
		内職	生計維持者	一月における勤務時間が140時間以上	100
				一月における勤務時間が80時間以上140時間未満	80
生計維持外			一月における勤務時間が140時間以上	50	
			一月における勤務時間が80時間以上140時間未満	40	
2. 妊娠・出産		妊娠中（産前8週間）及び出産後8週間		100	
3.保護者の疾病・障がい	入院	長期入院	6か月以上	100	
		短期入院	6か月未満	80	
	通院	週4日以上		50	
		週4日未満		30	
	居宅内	常時臥床（病名）		100	
		精 神 性（病名）		80	
	身 体 障 が い 者		1 級・2 級	100	
	知 的 障 が い 者		A ・ B	100	
4. 同居親族等の介護・看護	入院付き添い（1か月以上）			100	
	居室内看護（長期居宅療養介護）			60	
	軽度心身障がい児（者）介護			30	
	重度心身障がい児（者）及び寝たきり老人介護			80	
	5. 災害復旧			震災、風水害、火災その他災害の復旧にあたっている	100
6. 求職活動		求職活動を継続的に行っている（起業準備含む）		30	
7. 就学		学校教育法に規定する学校等に在学している 職業訓練等を受けている		70	
8. 虐待・DV		※児童及び世帯の状況に応じて別途判断		-	
9. 育児休業取得による継続利用		※育児休業取得時に既に保育所を利用している児童がいる場合 当該児童が育児休業期間中に継続して保育所を利用することが必要である場合 （年長児・児童の発達上配慮が必要となる場合など）		-	
10. その他市長が認める場合		※上記に準じるような保育が必要な状態		-	

②「調整点数」（保育料の滞納がないこと）

補 正 項 目		補正点数
ひとり親家庭		80
継続入所する兄弟がいること (ただし、育休で継続した児童及び保育の必要性がない児童がいる家庭は除く)		80
生活保護世帯		80
生計中心者が失業中の場合		80
育休明け復職	新規入園	45
	以前通園の園に復園	55
育休制度改正による再入園 (令和5年4月1日入園に限る)		35
多子家庭	就学前児童2人の場合	20
	就学前児童3人の場合	25
保育担当者が身体・知的等障がいを有する	3級以上	15
	4級以上	10
保護者が保育士等の資格を有し、市内の保育所等で保育関連業務に従事するもの		70
要介護者のいる家族		10
障がいを有する児童がいる場合		40
小規模保育事業など地域型保育事業の卒園児童		40
廃園等による転園		10-100

※入所可能人数を超える希望者があった場合には、利用調整基準により入所選考を行いますので、希望する保育所に入園できない場合があります。

○同一点数の順位表

順 位	
1	網走市民である。（転入予定者を含む）
2	①基本点数が高い順
3	保育料算出の基準となる年度の市町村民税の低い世帯

【お問い合わせ】

網走市健康福祉部子育て支援課 とも家庭係
電話 0152-44-6111（内線 365）